

検 討 事 項

1. 利用の質の向上を図る方法

論点 1 西大台において推奨すべき「ふれあい利用」はどのようなものか？

- 原生的な森林景観を楽しむ 例) セツ池周辺のブナとカエデの森、
ワサビ谷手前のトチノキ、ヒノキの巨木群
- 貴重な動植物を観察する 例) 開拓分岐やセツ池周辺のバイケイソウ群落
- 歴史、文化を学ぶ 例) 行者が庵を結んでいたナゴヤ谷広場、
松浦武四郎の分骨碑

(標準的な西大台周回コース・歩行 4 時間程度)

駐車場～開拓分岐～西大台展望台～開拓分岐～セツ池～ナゴヤ谷広場～駐車場

自然環境にダメージを与えずに持続的な利用を図るために必要な利用ルールを設定する。

- ① より質の高い自然体験を享受するために推奨すべき利用形態
- ② 禁止行為等の周知に関する事項
- ③ ガイド同行のプログラムの認定基準化に関する事項

2. 利用の調整を図る方法

論点 2 質の高い自然体験を確保するためには、どのような範囲の利用が適切であるか？

(1) 利用人数の適正化の方法

豊かな自然環境を体験するにふさわしい静寂性が確保され、かつ、自然環境の保全に影響が生じない程度の利用密度に誘導する。

- ① 1日あたり、月間、年間の利用人数の上限設定に関する事項
- ② 同時滞在人数の上限設定に関する事項
- ③ 同時に入山する人数の上限設定に関する事項
- ④ ガイドの同行等、利用形態による上限枠設定に関する事項 等

(2) 対象とする利用者の範囲

西大台では駐車場を基点とした周回利用以外にも様々な利用ルートと利用形態がみられるため、適正に対象を設定する。

- ① 駐車場を起点にした日帰り利用者の取扱いに関する事項
- ② 山麓からの登山利用者等の取扱いに関する事項
- ③ 歩道以外からの入山者（ドライブウェイから直接入山等）の取扱いに関する事項

(3) 対象とする期間・時間

期間および時間は利用適正化の目的を達成するために必要な期間・時間と、管理運営上の条件の両面から適正に設定する。

- ① ドライブウェイ開通期間に関する事項
- ② ドライブウェイ閉鎖期間に関する事項
- ③ 土・日・祝日など、ピーク時の取扱いに関する事項
- ④ 昼間の利用に関する事項
- ⑤ 夜間、早朝の取扱いに関する事項

(4) 利用調整を行う区域

以下の3つの要件を満たす区域を設定する。

- ① 原生的な雰囲気が保たれている森林を有する区域
- ② 土地所有者の合意と協力が得られる区域
- ③ 利用者の出入りをコントロールすることが可能な区域

3. 利用調整の実施体制

論点3 利用者の視点から見た望ましい認定事務や手続きのあり方は？

(1) 管理運営体制の確立

地域住民、土地所有者、地域内外の事業関係者と関係行政機関などが協働し、積極的な役割分担により推進する

- ① 立入認定事務の実施主体（指定認定機関）に関する事項
- ② 現場受付および認定事務にかかる詰所の整備、人員の配置等に関する事項
- ③ 事前申込み予約の受け付け、問合せ対応の体制に関する事項
- ④ 事前レクチャーの実施場所の確保、指導員の配置、指導プログラムの製作に関する事項
- ⑤ 入山後の巡視、指導体制の整備に関する事項
- ⑥ 駐車場横の入山口の管理に関する事項
- ⑦ 西大台に通じる山麓の入山口に関する事項
- ⑧ 体験プログラム企画・実施に関する事項
- ⑨ 利用調整地区制度の周知徹底に関する事項

(2) モニタリングの実施方法

- ① モニタリングすべき項目に関する事項
- ② モニタリングの実施及びその評価体制に関する事項